

平成25年11月27日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成25年(5)第7号 滞納処分取消等請求控訴事件（原審・鳥取地方裁判所平成2  
1年(5)第3号）

（口頭弁論終結の日 平成25年9月18日）

判 決

鳥取市東町1丁目220番地

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 控訴人       | 鳥取県                 |
| 同代表者知事    | 平井伸治                |
| 同訴訟代理人弁護士 | 駒井重忠                |
| 同         | 今田慶太                |
| 処分行政庁     | 鳥取県東部総合事務所長<br>瀧山親則 |

鳥取市 [REDACTED]

|           |            |
|-----------|------------|
| 被控訴人      | [REDACTED] |
| 同訴訟代理人弁護士 | 高橋敬幸       |
| 同         | 仁比聰平       |
| 同         | 杉山尊生       |
| 同         | 勝俣彰仁       |
| 同         | 高橋真一       |
| 同         | 大河陽子       |

主 文

1 原判決主文1項、2項及び4項を次のとおり変更する。

(1) 処分行政庁が平成20年6月19日付けでした株式会社鳥取銀行から受入した13万0073円を被控訴人の滞納に係る平成17年所得に係る平成18年度個人事業税（1期及び2期）8万8600円、平成18年度及び平成19年度自動車税（自動車ナン

バー鳥取 [REDACTED] に係る自動車税) 4万0200円並びに平成18年度自動車税(自動車ナンバー鳥取 [REDACTED] に係る自動車税)の一部1273円の合計13万0073円に配当した処分の取消請求及び無効確認請求に係る各訴えをいずれも却下する。

(2) 控訴人は、被控訴人に対し、13万円を支払え。

(3) 被控訴人のその余の金銭請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを10分し、その1を控訴人の負担とし、その余は被控訴人の負担とする。

#### 事 実 及 び 理 由

##### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人の請求をいずれも棄却する。

##### 第2 事案の概要

1 本件は、処分行政庁が被控訴人の株式会社鳥取銀行 [REDACTED] 支店(以下「[REDACTED] 支店」という。)に対する13万0073円の預金債権(以下「本件預金債権」という。)を差し押さえ(以下「本件差押処分」という。), [REDACTED] 支店から同額を取り立て、同額を被控訴人が滞納していた個人事業税及び自動車税の本税に配当した(以下「本件配当処分」といい、以下、本件差押処分と併せて「本件各処分」という。)ことについて、被控訴人が、本件差押処分が違法である、本件配当処分が違法又は無効である旨主張して、控訴人に対し、本件各処分に関しては、本件差押処分の取消し及び選択的に本件配当処分の取消し又は同処分の無効確認を請求するとともに、上記の13万0073円の取立金に関しては、主位的に、民法703条、704条に基づいて、不当利得金13万0073円及びこれに対する本件差押処分の日である平成20年6月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合によ

る利息の支払と、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償として110万円(慰謝料100万円及び弁護士費用10万円)及びこれらに対する不法行為日である同日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払とを、予備的に、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償として124万0073円(預金相当額13万0073円、慰謝料100万円、弁護士費用11万円)及びこれらに対する不法行為日である平成20年6月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事件である。

原審は、本件差押処分の取消請求に係る訴えを却下し、本件配当処分が違法であるとしてこれを取り消すとともに、控訴人が上記の13万0073円を法律上の原因がないのに利得しているとして、控訴人に対して被控訴人に同額を返還することを命じ、かつ、控訴人は悪意の受益者に当たらないが、控訴人が本件配当処分をしたこと等が不法行為に当たるとし、被控訴人の損害額は25万円(慰謝料20万円、弁護士費用5万円)であると認定して、控訴人に対し、被控訴人に38万0073円及び内25万円に対する平成20年6月11日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を命じ、その余の請求をいずれも棄却する判決をした。

上記判決に対し、控訴人は、控訴して、前記第1のとおりの判決を求めた(ただし、控訴人の控訴理由等に照らし、本件各処分の取消しを求める訴えの適法性について、なお争っているものと解される。)。

## 2 関係法令の内容

### (1) 事業税及び自動車税の滞納処分に関する国税徴収法の規定の準用

#### ア 地方税法72条の68第6項

前各項に定めるものその他事業税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

#### イ 同法167条6項

前各項に定めるものその他自動車税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

(2) 国税徴収法における滞納処分手続の規定

ア 54条

徴収職員は、滞納者の財産を差し押されたときは、差押調書を作成し、その財産が次に掲げる財産であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならない。

1号 (略)

2号 債権 (以下略)

イ 62条

債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う(1項)。

1項の差押えの効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる(3項)。

ウ 67条

徴収職員は、差し押された債権の取立てをすることができる(1項)。

徴収職員が1項の規定により金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押えに係る国税を徴収したものとみなす(3項)。

エ 128条

税務署長は、次に掲げる金銭をこの節(第5章第4節)の定めるところにより配当しなければならない。

1号 (略)

2号 有価証券、債権又は無体財産権等の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭

(以下略)

オ 129条1項

同法128条1号又は2号に掲げる金銭…は、次に掲げる国税その他の債権に配当する。

(以下略)

カ 131条

税務署長は、同法129条の規定により配当しようとするときは、政令で定めるところにより、配当を受ける債権、同法130条2項の規定により税務署長が確認した金額その他必要な事項を記載した配当計算書を作成し（中略）次に掲げる者に対する交付のため、その謄本を発送しなければならない。

1号、2号（略）

3号 滞納者

キ 132条2項本文

同条1項の換価代金等の交付期日は、配当計算書の謄本を交付のため発送した日から起算して7日を経過した日としなければならない。

ク 133条1項

税務署長は、換価代金等の交付期日に配当計算書に従って換価代金等を交付するものとする。

(3) 児童手当の支給及び支払に関する規定

ア 児童手当法8条4項本文

児童手当は、毎年2月、6月及び10月の三期に、それぞれの前月までの分を支払う。

イ 同法15条

児童手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

ウ 鳥取市児童手当事務取扱規則6条1項

児童手当の支払期日は、各11日とする。

3 前提事実

争いのない事実並びに証拠（個別に掲記する。）及び弁論の全趣旨により容易に認定できる本件の前提となる事実は次のとおりである。

(1) 当事者等

ア 被控訴人は、平成20年6月11日当時、妻[ ]、[ ]高校に在籍していた長女[ ]、中学生であった[ ]、小学生であった[ ]及び[ ]、保育園児であった[ ]の合計5人の子と同居し、宅地建物取引主任の資格を有し、鳥取市内で「[ ]」の屋号で宅建業・不動産業を営んでいた。

イ 鳥取県東部総合事務所は、地方自治法155条1項に基づき設置された控訴人の地方事務所であり、同事務所の県税局（以下「県税局」という。）は、鳥取市及び岩美郡における県税の賦課及び徴収に関する事務を担当している。また、同事務所の長である処分行政庁は、鳥取県知事の委任を受けて、上記鳥取市及び岩美郡における県税の賦課徴収権限を有している。

(2) 本件各処分の経緯等

ア 被控訴人は、平成20年6月11日当時、別紙のとおり、平成17年度及び平成18年度の個人事業税並びに平成18年度及び平成19年度の自動車税の本税合計21万8800円と延滞金額7万5800円とを滞納していた（乙6，11）。

また、被控訴人は、[REDACTED]支店に普通預金口座（口座番号[REDACTED]  
[REDACTED]。以下「本件口座」という。）を保有しており、平成20年6月10日時点での本件口座の残高は、73円であったが、翌11日午前9時に児童手当13万円（以下「本件児童手当」という。）が振り込まれたことにより、その残高は13万0073円となっていた（甲1、40）。

イ 处分行政庁は、平成20年6月11日午前9時09分、地方税法72条の68第6項、167条6項、国税徴収法62条1項に基づいて、本件口座に係る預金債権13万0073円（本件預金債権）を差し押さえる旨の

債権差押通知書を株式会社鳥取銀行（[ ]支店）に送達して、本件差押処分を行った（甲40、乙11）。

ウ 処分行政庁は、同日、本件差押処分に係る差押調書を作成した（甲8、乙11）。

エ 処分行政庁は、同日、地方税法72条の68第6項、167条6項、国税徴収法67条1項に基づいて、本件預金債権を取り立て、[ ]支店から、本件預金債権の残高全額13万0073円の納付を受け（甲40〔6枚目〕），翌同月12日、被控訴人は、上記の納付金全額を歳入として受け入れた。

オ 処分行政庁は、同日、国税徴収法131条に基づいて、前項の納付金を、別紙記載のうち、平成17年所得に係る平成18年度個人事業税本税（1期分3万4600円及び2期分5万4000円）、車両番号鳥取[ ]に係る自動車税本税（平成18年度分3万4500円及び平成19年度分5700円）、車両番号鳥取[ ]に係る平成18年度分の自動車税本税4万5000円の内の1273円にそれぞれ配当する旨の配当計算書（なお、同計算書中には換価代金等の交付の日の記載がない。）を作成した（甲9）。

カ 処分行政庁は、同日、被控訴人に対し、前記ウの差押調書及び前項の配当計算書の各謄本を送付した（乙3〔3枚目〕）。

キ 処分行政庁は、同月19日、前記オの配当計算書記載のとおりの配当を行った（本件配当処分）。

### （3）被控訴人の審査請求等

ア 被控訴人は、同月24日、鳥取県知事に対し、児童手当が原資となっている本件預金債権を差し押さえることが違法であるから、「再押（差押えの誤記と認められる。）の解除」と「滞納処分の停止」を求める旨の審査請求をした（乙2。以下「本件審査請求」という。）。

イ 鳥取県知事は、平成21年3月19日、被控訴人の審査請求の趣旨を本件差押処分の取消し又は差押範囲の減縮及び滞納処分の停止を求めるものであると解した上、前二者に係る部分を却下し、その余を棄却する裁決をした（甲6）。

ウ 被控訴人は、同年9月18日、鳥取地方裁判所に本件訴訟を提起した。

#### 4 争点及び争点に対する当事者の主張

(1) 本件差押処分の取消請求及び本件配当処分の取消請求又は同処分の無効確認請求に係る各訴えについて

ア 上記各訴えの適法性

（被控訴人の主張）

(ア) 本件差押処分の取消請求に係る訴え

債権差押えによる滞納処分の手続において被控訴人に対して直接される処分が本件差押処分のみである上、本件差押処分の直後に取立てがされてしまうため、取立て後に本件差押処分の違法を争うことができなくなると解すると、違法な差押えを助長するおそれがあること、本件差押処分が取り消され、これを前提としてされた本件配当処分も取り消されれば、第三債務者である [REDACTED] 支店は、処分行政庁に対して、不当利得返還請求権として、13万0073円を請求することができ、そうすると、被控訴人の [REDACTED] 支店に対する預金払戻請求権が回復することになると解されることからすれば、被控訴人には、本件差押処分の取消しを求める訴えの利益がある。

(イ) 本件配当処分の取消請求に係る訴え

被控訴人は、本件審査請求において、本件各処分の取消しを求めていた。このことは、被控訴人作成の審査請求書や本件審査請求における被控訴人の述べた意見等の内容から明らかである。

仮に、被控訴人が本件審査請求において本件配当処分の取消しをも求

めていたとは解することができないとしても、本件配当処分が被控訴人に対する滞納処分において本件差押処分に引き続いてされたものであることからすれば、本件差押処分の取消請求に係る審査請求がされている以上、本件配当処分の取消請求について更に審査請求を経る必要はない」と解すべきである。

したがって、いずれにしても、本件配当処分の取消請求に係る訴えは適法である。

#### (ウ) 本件配当処分の無効確認請求に係る訴え

行政処分の無効確認を求めて訴えを提起した方が、同処分の無効を前提とする当事者訴訟又は民事訴訟を提起するよりも、より直截的で適切な事案には、同処分の無効確認訴訟が許されると解されるから、本件配当処分の無効確認請求に係る訴えは、適法である。

#### (控訴人の主張)

##### (ア) 本件差押処分の取消請求に係る訴え

行政処分の取消しを求める訴訟の目的は、行政庁の違法な処分によって個人の権利利益が侵害されている場合に、取消訴訟によって当該処分の法的効果を遡及的に消滅させることによって、個人の権利利益を回復することにある（行政事件訴訟法9条1項）ところ、本件差押処分の対象となった本件預金債権は、処分行政庁の取立てにより消滅しているため、本件差押処分を取り消したとしても、本件預金債権が回復しない上、本件差押処分は、その後の本件配当処分等によって、その効果が消滅しているから、本件差押処分の取消しを求める訴えの利益はない。このように解しても、被控訴人は、控訴人に対して不当利得返還等の請求をすることによって、その権利利益を回復することが可能であるから、不当ではない。

したがって、本件差押処分の取消請求に係る訴えは、不適法である。

(イ) 本件配当処分の取消請求に係る訴え

被控訴人が本件審査請求で提出した審査請求書の内容等からは、被控訴人が本件配当処分の取消しをも求めていたと考えることはできない。そして、本件差押処分と本件配当処分とは、それぞれ目的及び効果が全く異なる行政処分であるから、本件差押処分の取消請求に係る審査請求がされているからといって、本件配当処分の取消請求訴訟を提起する前に同請求に係る審査請求を経る必要がないと解することはできない。

したがって、本件配当処分の取消しに係る訴えは、審査請求前置主義に違反したものとして、不適法である。

(ウ) 本件配当処分の無効確認請求に係る訴え

行政処分の無効等の確認を求める訴訟は、行政処分の無効等を前提とした通常の訴訟では救済目的を達することができない特別な事情がある場合にのみ利用できる補充的な訴訟である（行政事件訴訟法36条）ところ、被控訴人が救済目的とする本件預金債権に係る預金相当額の返還は、本件配当処分の無効確認訴訟を提起するまでもなく、本件差押処分及び本件配当処分の無効を前提とした不当利得返還請求によって達成できる。

したがって、本件配当処分の無効確認に係る訴えは、補充性の原則（行政事件訴訟法36条）に違反するものとして、不適法である。

イ 本件各処分の適法性

（控訴人の主張）

（ア）一般に、差押等禁止債権に係る金員が金融機関の口座に振り込まれると、預金者の預金債権に転化し、当該預金債権は、原則として、差押等禁止債権としての属性を承継しない（最高裁平成9年(オ)第1963号・平成10年2月10日第三小法廷判決）。

本件において、本件口座は、平成19年2月6日から本件差押処分の

日である平成20年6月11日までの間に、入金が25回、出金が30回あるように、継続的かつ多数回使用されていたため、本件児童手当が本件口座に振り込まれたことによって被控訴人の一般財産と識別することができなくなったから、本件預金債権もまた、差押等禁止債権としての属性を承継していないといえる。

また、本件差押処分に先立って、県税局徴収吏員は、被控訴人への架電、催告状等の送付、被控訴人宅の訪問によって、被控訴人との間で納税についての交渉を行ってきたが、被控訴人は、県税局徴収吏員からの電話に出なかつたり同人との面談を避けたりした上、同人との電話や面談等で生活状況や家族関係に関する詳細な説明をしようとせず、早々に次回の分割納付を約束し、後に仕事が控えているとか時間がない、急いでいるといった理由で面談を打ち切った挙句、約束したとおりに分割納付をしないといった不誠実な対応を取り続けたため、処分行政庁は、被控訴人の生活が困窮しているとは認識し得ず、被控訴人が滞納している税金を任意に納付することが期待できないので被控訴人の財産に対して滞納処分を行うこともやむを得ないと判断し、県税局において平成19年に行った被控訴人の預金調査により被控訴人の日常的な財産管理のために使用され日常的に入出金のある預金口座として唯一把握していた本件口座に対して、本件差押処分を行うこととした。その時点で、県税局は、平成19年6月11日に本件口座に児童手当が振り込まれていたことは認識していたが、児童手当が子供の年齢、世帯主の前年の所得、扶養親族の数等に応じて年度ごとに給付の有無が判断されることとなっていることからすれば、翌年の平成20年6月11日にも本件口座に児童手当が振り込まれることを予測することはできなかつたし、鳥取市の児童手当の振込日が毎年6月11日であることも知らず、同日に児童手当が本件口座に振り込まれることを予測して同日に [REDACTED] 支店に出向い

たのではない。本件差押処分の日が「6月11日」となったのは、県税局として、前年度末から当年度5月末までは前年度に発生した滞納案件の徴収を重点的に行い、当年度6月以降はそれ以前からの滞納案件の徴収を行うこととしていたためであり、本件差押処分の時間が[REDACTED]支店の開店直後となったのは、金融機関を第三債務者とする差押処分の場合には、その開店と同時に行うこととしていたためである。さらに、本件差押処分の時点でも、県税局徴収吏員は、[REDACTED]支店の行員に対し、本件口座の残高を尋ねたところ、同行員から、本件口座の残高及び過去の取引履歴が印刷された書面のうち、過去の取引履歴部分を折り曲げて隠した状態で、上記の残高部分のみを見せられたため、本件差押処分時点でも、本件口座に児童手当が振り込まれていたことを知らなかつた。

以上によれば、本件預金債権が児童手当を受給できる権利の差押等禁止債権の属性を承継しているとはいはず、処分行政庁は、本件口座に本件児童手当が振り込まれていることを認識しないで、被控訴人の一般財産である本件預金債権を差し押さえたにすぎない。

- (イ) もとより、県税局が多くの時間と労力を費やして被控訴人との間で滞納税金を納めてもらうための交渉を行った一方で、被控訴人が誠実な対応を見せなかつたとの上記の経緯に加え、被控訴人が差押えを受けた自動車を解体業者に引き渡してしまうという行動に出たことからすれば、処分行政庁が被控訴人から税金を任意に納付することが期待できないとして本件各処分を行ったことが、税徴収権を濫用し、あるいは信義則に違反した違法なものとはいえない。
- (ウ) また、地方団体の長は、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮屈させるおそれがある滞納者に対して、滞納処分の執行を停止することができるとされている（地方税法15条の7第1項2号）のであって、滞納者が同号の場合に当たるか否かを調査・検討する義務を課され

ていない上、そもそも、被控訴人は、「[REDACTED]」の屋号で不動産業を営み、鳥取市内の複数の土地を管理し、2台の車両を保有しており、県税局の担当者に対して生活の窮状を訴えたことがなかったことからすれば、執行停止要件である「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがある」（地方税法15条の7第1項2号）者に当たらないから、処分行政庁が被控訴人に対して滞納処分の執行を停止するか否かを調査・検討しなかったことは、違法ではない。

- (エ) さらに、換価代金等の交付期日は、配当計算書の謄本を発送した日から起算して7日としなければならぬとの国税徴収法132条2項の規定により明らかであるから、本件の配当計算書に換価代金等の交付の日が記載されていないことをもって、本件配当処分の効力は否定されない。
- (オ) 以上によれば、本件各処分は、いずれも適法である。

(被控訴人の主張)

- (ア) 一般に、差押等禁止債権に係る金員が金融機関の口座に振り込まれると、預金者の預金債権に転化し、当該預金債権は、差押等禁止債権としての属性を承継しないと解するのが原則とされてはいるが、差押等禁止債権について預金債権に転化しても差押等禁止債権としての属性を承継する例外的な場合もあると解される。

これを本件についてみると、本件口座は、本件差押処分直前の約2か月半間、入出金がなかったこと、本件児童手当が振り込まれる直前の本件口座の残金が73円であり、本件児童手当が本件口座に振り込まれたことにより、本件口座の残高が13万0073円となったこと、本件児童手当の振込後、本件口座における入出金はなく、その後に本件差押処分がされたことといった本件の事情からすれば、本件口座において、本件児童手当を一般財産と識別することは可能であったといえる。

また、被控訴人が子どもの教育費や給食費も滞納するほど困窮してい

たのに、県税局は、被控訴人の収入や生活状況等を調査しないまま、被控訴人を悪質な滞納者であると決めつけ、平成19年に行った被控訴人名義の預金調査の際に、本件口座の取引履歴等を見て、同年6月11日に本件口座に児童手当が振り込まれていること及び同日に出金されていることを知った上で、法令等の規定から児童手当が振り込まれる日であることが明らかな平成20年6月11日に、被控訴人が出金する前

支店の開店直後に、本件差押処分を行うこととし、同日、  
支店の開店直後に同支店に出向き、同支店の行員から同年3月1日以降の本件口座の取引履歴の提示を受け、本件預金債権のほぼ全額が本件児童手当を原資としていることを認識しながら、本件差押処分を行ったのである。

このように、本件児童手当は本件口座において一般財産と識別可能であり、処分行政庁が本件預金債権のほぼ全額が本件児童手当を原資としていることを認識しながら、本件差押処分を行ったとの事情からすれば、本件預金債権は差押等禁止債権の属性を承継していると解すべきであり、そうすると、本件差押処分は、差押等禁止債権を差し押されたものとして違法な処分であり、さらに、このような違法な処分を前提としてされた本件配当処分もまた、違法である。

- (イ) 仮に、本件が、差押等禁止債権について預金債権に転化しても差押等禁止債権としての属性を承継する例外的な場合に当たらないとしても、本件差押処分は、本件預金債権のほぼ全額が本件児童手当を原資としていることを認識しながらあえて行われた脱法行為といい得るものであること、これによる被控訴人の生活の維持又は事業に与える影響といった個別事情に全く配慮しないままされたものであることからすれば、本件差押処分は、処分行政庁が税徴収権限を濫用し、あるいは信義則に反して行ったものとして違法であり、このような違法な処分を前提としてさ

れた本件配当処分もまた、違法である。

- (ウ) さらに、本件預金債権のほぼ全額が本件児童手当を原資としていることを処分行政庁が認識していなかったとしても、このことを容易に知り得たのであるから、本件口座の原資を確認して本件差押処分を回避すべき義務があったといえるし、本件差押処分後、処分行政庁は、被控訴人から滞納処分の執行停止を求められたのであるから、被控訴人が「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮屈させるおそれがある」(地方税法15条の7第1項2号)者に当たるか否かについて調査、検討する義務があったにもかかわらず、これを怠ったものであって、これらの義務違反からしても、本件差押処分及び本件配当処分は、違法である。
- (エ) 本件差押処分の各違法は、いずれも重大明白であるから、本件配当処分は、当然無効となる。また、本件配当処分に際して作成された配当計算書は、法令上の必要的記載事項である換価代金等の交付の日(国税徴収法施行令49条1項5号)の記載を欠いており、本件配当処分には、この点だけでも、重大かつ明白な瑕疵が存在するので、当然無効である。
- (オ) 以上によれば、本件各処分は違法であり、かつ、本件配当処分は、無効である。

(2) 被控訴人の金銭請求のうち、[REDACTED]支店からの取立金13万0073円に関する請求について

ア 控訴人は被控訴人に対して民法703条に基づいて13万0073円を返還する義務を負うとともに、民法704条の悪意の受益者として利息を支払う義務を負うか(主位的)

(被控訴人の主張)

(ア) 前記(1)イの被控訴人の主張のとおり、本件差押処分及び本件配当処分は、違法なものとして取り消されるべきものであり、また、本件配当処分は、無効であるから、控訴人が本件各処分により取得した本件児童手

当相当額である 13万0073円は、法律上の原因のない利得といえる。

- (イ) また、処分行政庁は、本件預金債権のほぼ全額が本件児童手当を原資としていることを認識しながらあえて本件差押処分を行ったのであるから、民法704条の悪意の受益者に当たる。
- (ウ) よって、被控訴人は、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、13万0073円及びこれに対する平成20年6月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める。

(控訴人の主張)

- (ア) 上記(1)イの控訴人の主張のとおり、本件各処分は、適法であるから、被控訴人の上記(ア)の主張は、争う。
- (イ) 被控訴人の上記(イ)の主張も争う。処分行政庁は、本件差押処分時に、本件預金債権の原資のほとんどが児童手当であるとの認識を有していないかったから、民法704条の悪意の受益者に当たらない。
- イ 控訴人は被控訴人に対し国家賠償法1条1項に基づく損害賠償として13万0073円を支払う義務を負うか（予備的）

(被控訴人の主張)

- (ア) 前記(1)イの被控訴人の主張(ア)で主張したとおり、処分行政庁は、本件預金債権のほぼ全額が本件児童手当を原資としていることを認識しながらあえて本件差押処分を行い、その後に本件配当処分も行ったものであり、このことは、故意による不法行為を構成するし、同(ウ)で主張したとおり、仮に処分行政庁がそのような認識がなかったとしても、容易に知り得たにもかかわらず、その調査義務を怠ったのであるから、故意と同視できるほどの重過失か、少なくとも過失がある。
- (イ) また、前記(1)イの被控訴人の主張(イ)で主張したとおり、本件各処分は、処分行政庁が税徴収権限を濫用し、あるいは信義則に反して行った違法なものであり、このことについて処分行政庁に故意、過失がある。

(ウ) さらに、前記(1)イの被控訴人の主張(ウ)で主張したとおり、処分行政庁は、本件差押処分直後に、被控訴人から、本件預金債権のほぼ全額が本件児童手当を原資としているので本件児童手当を返してほしいと求められたのであるから、本件配当処分を回避し得たのであって、それにもかかわらず違法な本件配当処分を行ったことについて、過失があり、さらに、被控訴人が「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮屈させるおそれがある」（地方税法第15条の7第1項2号）者に該当するか否かを調査、検討する義務を怠ったことについても、過失がある。

(エ) 被控訴人は、上記違法行為によって、13万0073円の損害を被つた。

(オ) よって、被控訴人は、控訴人に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償として13万0073円及びこれに対する不法行為の日である平成20年6月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(控訴人の主張)

(ア) 被控訴人の主張(ア)は、争う。処分行政庁は、前記(1)イの控訴人の主張(ア)で主張したとおりの被控訴人との交渉や被控訴人名義の預金調査を経て、本件差押処分は任意の納税を見込めない被控訴人の預金債権を差し押さえるものであるとの認識しかなく、本件預金債権のほぼ全額が本件児童手当を原資としていることを認識しながらあえて本件差押処分を行ったのではないから、故意も過失もない。

(イ) 被控訴人の主張(イ)は、争う。前記(1)イの控訴人の主張(イ)で主張したとおりである。

(ウ) 被控訴人の主張(ウ)は、争う。前記(1)イの控訴人の主張(ウ)で主張したとおりである。

(エ) 被控訴人の主張(エ)、(オ)は、争う。

(3) 被控訴人の金銭請求のうち、慰謝料等の請求について

(被控訴人の主張)

前記(2)イにおいて主張したとおりの違法な本件各処分により、被控訴人は、教育資金に充てる予定であった本件児童手当を失い、生活を脅かされるとともに、本件児童手当によって、長女■が在籍していた■高校に対しては、滞納していた長女■の教材費、PTA会費、修学旅行の積立金等合計7万7000円を、■及び■が在籍していた小学校に対しては、■及び■■の給食費を、それぞれ支払う旨約束していたのに、これらを支払うことができなくなり、その結果、各校の教職員からの信頼も失い、長女■が■高校を退学せざるを得なくなってしまった。

上記の一連の経過によって被控訴人が被った精神的苦痛に対する慰謝料の額は、100万円を下らない。また、弁護士費用も控訴人の不法行為と相当因果関係のある損害といえるところ、その額は、損害総額に照らして、前記(2)アの場合には10万円、同イの場合には、11万円が相当である。

(控訴人の主張)

被控訴人の上記主張は、いずれも否認ないし争う。

被控訴人が学校との約束を守れず、学校の教職員からの信頼も失い、被控訴人の長女■が■高校を退学せざるを得なくなったことといった事情は、被控訴人が主張する不法行為によって通常生ずべき損害とはいえない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 本件差押処分の取消請求及び本件配当処分の取消請求又は同処分の無効確認請求に係る各訴えの適法性について

##### (1) 本件差押処分の取消請求に係る訴えの適法性

ア 処分の取消しの訴えは、当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができるとされている（行政事件訴訟法9条1項）ところ、事業税及び自動車税に係る滞納処分による債権の差押

えは、国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされ、債権の差押えの場合、第三債務者に対する債権差押通知書の送達によって差押えの効力が生じ、これによって、徴収吏員は、差し押された債権の取立てをすることができ、差し押された債権の取立てとして金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押えに係る事業税あるいは自動車税を徴収したものとみなすこととされている（前記第2の2(1), (2)イ, ウ）ことからすれば、上記の債権差押処分は、徴収吏員が差し押された債権の取立てを行うことにより、その目的を達してその法的効果が消滅するものと解される。そして、実体法上、その後においても債権差押処分がされたことを理由として、滞納者に法律上の不利益を課する旨の規定は存せず、また、債権差押処分が取り消された場合にその被差押債権が復活すると解すべき根拠も認められないことをも併せ考慮すれば、被差押債権の取立てにより債権差押処分の効果がなくなった後においては、なお当該債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存しないものと解すべきである。

そして、上記のように解しても、滞納処分としての債権差押処分は、第三債務者に対して滞納者への弁済を禁止し、滞納者に対して取立て等を禁止するとともに、徴収吏員による第三債務者からの取立てを受忍させるものであり、それを超えて、取立てに係る金員を保持する権限を課税主体に与えるものではないのであって、仮に本件差押処分が違法であることによって、滞納者が財産的損害を被ったり法律上の原因なく損失を受けたりしたというのであれば、本件差押処分の取消し等を経ることなく、不法行為に基づく損害賠償請求あるいは不当利得返還請求の方法によって、滞納者の損害ないし損失の回復を図ることが可能であると解されるから、本件差押処分の取消請求に係る訴えの利益を否定したとしても、滞納者の権利利益を回復することは可能であるといえる。

イ これに対し、被控訴人は、債権差押えによる滞納処分の手続において被

控訴人に対して直接される処分は本件差押処分のみである上、本件差押処分の直後に取立てがされているから、取立て後に本件差押処分の違法を争うことができなくなると解すると、違法な差押えを助長するおそれがあるとか、本件差押処分が取り消され、これを前提としてされた本件配当処分も取り消されれば、第三債務者である [REDACTED] 支店は、処分行政庁に対し、不当利得返還請求権として、13万0073円を請求することができ、そうすると、被控訴人の [REDACTED] 支店に対する預金払戻請求権が回復することになると解されると主張する。

しかし、違法な差押えを助長するおそれがあるとの事情は、被控訴人が本件差押処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有すると認める根拠とは認められず、また、本件差押処分が取り消された場合に本件預金債権が復活すると解すべき法律上の根拠も見当たらないから、被控訴人の上記主張は、採用できない。

ウ 上記アを前提とすると、本件では、処分行政庁が平成20年6月11日に本件差押処分を行い、[REDACTED] 支店から本件預金債権を取り立てたこと（前記第2の3(2)イ、エ）により、本件差押処分は、その目的を達し、その効力は、既に消滅していることになるから、本件差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存在しないものといわざるを得ない。

- (2) 本件配当処分の取消請求又は同処分の無効確認請求に係る各訴えの適法性
- ア 国税徴収法上の滞納処分手続ないし同手続の例による地方税法上の滞納処分手続における配当処分が取り消され、又はその無効が確認された場合、税務署長ないし地方税の徴収担当官署は、配当を受けた受領者に対してその返還を求めることとなるが、配当処分の取消し又はその無効確認は、税務署長ないし地方税の徴収担当官署が納税義務者とされた者から徴収した金員等を保持するという事実状態自体には何らの影響を与えるものではない、換言すれば、税務署長ないし地方税の徴収担当官署は、配当を受けた

受領者から返還を受け、再度適法な配当処分をすべき地位に置かれることになるにすぎず、滞納税額を超える金員等を過剰に徴収したなどといった場合を除き、税務署長ないし地方税の徴収担当官署が、直ちに取立てを受けた者に対して取立てに係る金員等を返還すべき義務を負うことなるものではないと解される。

イ これを本件についてみれば、被控訴人は、平成20年6月11日当時、別紙記載のとおりの平成17年度及び平成18年度の個人事業税並びに同年度及び平成19年度の自動車税の本税合計21万8800円、延滞金額7万5800円を滞納していたことが認められるから、被控訴人が同額について納税すべき義務を負っていたことは明らかであり、かつ、本件配当処分は被控訴人が上記納付すべき義務を負っていた滞納金の一部についてのみ配当したというものであるから、本件配当処分が取り消され、又はその無効が確認されて処分行政庁が再度適法な配当処分をすべき地位に置かれるとしても、被控訴人が本件差押処分及びそれに続く取立ての手続によって処分行政庁が徴収した13万0073円の返還を受け得ることにはならないのである。すなわち、本件においては、本件配当処分の取消し又は無効確認によっては、本件差押処分及びそれに続く取立ての手続により被控訴人が徴収された金員を被控訴人に返還させることはできないのであるから、被控訴人の主張する違法事由が本件配当処分における配当の順序や方法についての違法をいうものではない以上、本件配当処分の取消し又は無効確認によって回復すべき被控訴人の法律上の権利利益は、存在しないといわざるを得ない。

- (3) 以上によれば、その余の当事者の各主張を判断するまでもなく、上記各訴えは不適法であり、いずれも却下を免れないというべきである。
- 2 被控訴人の金銭請求のうち、[ ] 支店からの取立金13万0073円に関する請求について



### (1) 認定事実

前記前提事実並びに証拠（個別に掲記するもののほか、甲33、乙25、26、証人西谷昭代、同七里誠人、被控訴人本人）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

#### ア 本件差押処分までの経緯

（ア）被控訴人は、妻■並びに■、■、■及び■の合計5人の子と同居し、宅地建物取引主任の資格を有し、鳥取市内で「■■■」の屋号で宅建業・不動産業を営んでいた。

被控訴人は、別紙のとおり、平成17年度及び平成18年度の個人事業税並びに平成18年度及び平成19年度の自動車税の本税合計21万8800円と延滞金額7万5800円とを滞納していた。

（イ）県税局の徴税吏員であった西谷（旧姓山中）昭代（以下「西谷」という。）の前に被控訴人の滞納整理を担当した徴税吏員（以下「前任者」という。）は、平成18年1月16日、被控訴人あてに出頭通知を送付し、同月23日、来所した被控訴人に対し、平成17年度の個人事業税を納付するように求めたところ、被控訴人は、平成18年1月末か同年2月初めに一括で納税できるが、状況によっては同年2月と3月との2回に分けて納付することになる旨説明し、同年3月15日、上記個人事業税の本税を全額納付した。その後、前任者は、上記個人事業税に係る延滞金の納付を求める延滞金納付書を被控訴人に送付したが、被控訴人は、これを納付しなかった。

前任者は、同年10月5日と同月24日、被控訴人に対して、平成18年度（1期分）の個人事業税の納付を求める旨の催告書を送付し、さらに、同年11月13日、被控訴人に電話をかけて上記の納付を求めたところ、被控訴人は、近々納付できると思うと述べたが、同月30日、前任者に対し、同年12月中旬まで待ってほしい、できれば同年11月

30日が納期限となっている平成18年度（2期分）の個人事業税と合わせて納付すると申し入れ、同年12月22日、前任者に対し、もう少し待ってほしい、できれば年内に納付すると申入れを重ねたが、その後、上記のとおりの納税をしなかったため、前任者は、平成19年2月8日、被控訴人に対し、差押予告書を送付した。

(ウ) 平成19年4月1日に前任者から被控訴人の担当を引き継いだ西谷は、同月9日と同月25日に被控訴人に電話をかけたがつながらず、同月26日、同年5月8日、同月11日、同月15日、県税局収税課長補佐の七里誠人（以下「七里課長補佐」という。）と共に、被控訴人宅や「[REDACTED]」の事務所を訪れ、同月30日、被控訴人に電話をかけ、同年7月23日に七里課長補佐と共に再度被控訴人宅を訪れたが、被控訴人と連絡をとることができなかった。

西谷は、同年8月30日、七里課長補佐と共に、「[REDACTED]」の事務所を訪れ、被控訴人に滞納している税金の納付を求めたところ、被控訴人は、滞納している平成18年度と平成19年度の自動車税とを合わせて3万円ずつの分割で月末に支払うと述べ、平成19年9月28日には、1万円を支払って、同年10月10日に残りの2万円を、同月末に3万円をそれぞれ支払うと述べたが、被控訴人は、これらをいずれも支払わなかった。

西谷は、同年11月16日、被控訴人に対し、タイヤロック予告をしたところ、被控訴人は、同月28日、西谷に対し、同年12月に10万円を支払うと述べ、同月6日に1万円を支払ったが、その後は支払わなかつた。

この間、被控訴人は、西谷らに対し、自身の家族構成や収入状況、平成19年4月に[REDACTED]高校に入学した[REDACTED]の授業料や学校徴収金と、[REDACTED]及び[REDACTED]の小学校の給食費とをいずれも滞納しているといった事情を説

明したことはなく、西谷らも、被控訴人に対して、上記の事情についての説明を求めたことはなかったため、西谷らは、被控訴人の生活が苦しいとの認識を持っていなかった。

(以上につき、乙3、5、6)

(エ) 前項のとおり、被控訴人が約束したとおりに滞納している税金を支払わなかつたことから、県税局では、被控訴人の収入や財産の状況についての調査を開始した。その結果、県税局は、鳥取市役所に提出された

[REDACTED] の給与報告書から、被控訴人が平成18年に同社に勤務していたものの退職したことを把握し、また、平成18年12月から平成19年1月までの間に、被控訴人名義の保険契約の有無を15社の保険会社に照会し、第一生命保険相互会社との間の学資保険が存在しているものの、契約者貸付金が解約返還金を上回っていることが判明した（乙6、28）。

さらに、県税局は、平成19年6月28日、株式会社山陰合同銀行、株式会社鳥取銀行、鳥取信用金庫、鳥取いなば農業協同組合、株式会社みずほ銀行、倉吉信用金庫及び株式会社島根銀行に対し、被控訴人名義の口座のある支店名並びにその残高及び直近1か月間の履歴を照会した（乙40）。その結果、県税局は、平成19年7月6日、株式会社鳥取銀行[REDACTED]と[REDACTED]支店から、同銀行[REDACTED]の被控訴人名義の普通預金口座（口座番号[REDACTED]）の残高が620円で、本件口座の残高が494円である旨の回答を受けるとともに、本件口座に関しては、A4用紙の上半分に、本件口座の同日の残高が494円であることが、下半分に、本件口座の同年6月1日から同月27日までの本件口座の履歴として、同年6月11日に鳥取市から児童手当14万円が振り込まれ、日本海ケーブルテレビの料金1万3650円が振り替えられ、12万6000円が払い戻された結果、残高が494円となり、同月2

7日に「[REDACTED]」から1万3800円の振込入金があり、明治安田生命から保険料として同額が引き落とされた結果、残高が再び494円となった旨記載された書面を受け取った（乙8，12，38）。

このほか、県税局は、平成19年7月6日、鳥取いなば農業協同組合から、被控訴人名義の口座はないとの回答を受け、同月12日、鳥取信用金庫から、同金庫[REDACTED]支店の被控訴人名義の普通預金口座（口座番号[REDACTED]）の残高が100円であり、同金庫[REDACTED]支店の被控訴人名義の普通預金口座（口座番号[REDACTED]）の残高が1023円であり、出資が1万円である（預り番号[REDACTED]）との回答を受け、平成19年7月18日、株式会社山陰合同銀行[REDACTED]から、同[REDACTED]の被控訴人名義の普通預金口座（口座番号[REDACTED]）において、同年6月17日から同年7月17日の入出金がなく、同日の残高が657円である旨の回答を受けた（乙12）。

さらに、県税局は、同年11月28日、ゆうちょ銀行に対し、同日時点の被控訴人名義の口座残高を照会したところ、被控訴人名義の通常貯金口座（[REDACTED]）の残高が395円であるとの回答を得た（乙12，39）。

(オ) 処分行政庁は、平成20年2月4日、被控訴人名義の自動車（車両番号鳥取[REDACTED]）を差し押さえ、その旨の差押調書を被控訴人に送付したが、被控訴人は、[REDACTED]に対し、同月26日に車検満了日が到来した同車の処分を依頼し、同年4月18日、同社に上記車両を引き渡した。そのため、県税局は、上記車両の所在を確認できなくなつたが、被控訴人に対し、上記車両の所在を確認しなかつた。（乙3，6，7，48）。

他方、被控訴人は、同年5月1日から、[REDACTED]のアルバイトとして稼働するようになり、深夜の警備業務を担当し、平成1

7年12月1日までに開設していた株式会社山陰合同銀行 [ ] の被控訴人名義の普通預金口座（口座番号 [ ] ）への振込みの方法により、平成20年6月10日に11万円余りの給与を受け取っていた（甲34の1、甲43）。しかし、県税局は、平成19年末を最後に被控訴人との電話や面談等による交渉を行わず、被控訴人名義の預金口座の照会も行わなかつたこともあって、被控訴人がアルバイトを始めたことも上記の株式会社山陰合同銀行 [ ] の口座の存在も知らなかつた。

西谷及び七里課長補佐は、徴収方針会議と称する場において、上司である収税課長に対し、滞納者らの状況等を報告するとともに、被控訴人への今後の対応について相談した上、被控訴人については本件口座に係る預金債権の差押えを行うことを決定した（乙29、30）。

#### イ 本件差押処分の状況等

(ア) 本件口座は、平成19年2月6日以降、被控訴人が管理している不動産の賃料の振込先、保険の掛金の引落し、ケーブルテレビ料金の引落しなどのほか、同年2月9日、同年6月11日、同年10月11日、平成20年2月8日には、児童手当が振り込まれていたが、本件口座に関して平成19年7月6日に [ ] 支店が県税局に交付した書面（乙8）の内容と同様、入金があった金額については、その全額又はほぼ全額が入金のあった日又はその数日後に引き出されており、各日の最終残高は、その大半が0円ないし数百円であり、その最高額は同月26日の5494円であり、次が平成20年2月20日の2296円であった（甲1）。

そして、同年3月27日以降、本件口座には入金も出金もなく、同年6月10日時点での本件口座の残高は、73円であったが、翌同月11日午前9時に本件児童手当が振り込まれたことにより、残高が13万0073円となった。

(イ) 西谷は、同日午前9時ころ、[ ]支店を訪れ、同支店の支店長代理であった坪倉祐子（以下「坪倉」という。）に対し、西谷が被控訴人の預貯金等及びこれに関連する証票、帳簿等を調査する必要があることを証する旨の記載がされた「金融機関における預貯金等の調査証」を交付し、本件口座を調査する旨伝えた。

坪倉は、A4用紙を半分に折って、その上半分に「取引口座残高照会（全取引）」を、下半分に平成20年3月1日を起算日とする「普通預金全取引照会」を、それぞれ印刷した。

西谷は、上記の印刷された書面を確認した上、債権差押通知書の「差押債権」欄の差押えの時刻を記載すべき空欄に「『9』時『9』分」と、本件口座の金額を記載すべき空欄に「130, 073」と、それぞれ記入した上、坪倉に同通知書を交付した。

（以上につき、甲40、[ ]支店からの調査嘱託の結果）

#### ウ 本件差押処分後の経緯

(ア) 被控訴人の妻は、本件差押処分のあった同年6月11日の午前10時ころに[ ]支店に赴き、本件口座から現金を下ろそうとしたが下ろすことができず、その理由を[ ]支店に問い合わせて本件差押処分を知り、被控訴人に対し、その旨伝えた。

そこで、被控訴人は、同日午前10時30分ころ、県税局に電話をし、電話に出た西谷に対し、本件預金債権の原資は児童手当なので返してほしい、本件児童手当で高校と小学校とに支払をすることになっていたので返してもらわないと困る、自分のアルバイトの給料振込先の口座を差し押さえるのであれば仕方ないのになどと訴えたところ、西谷は、取立てが終了しているし、原資が児童手当であっても預金であれば問題ないので、返還できない旨回答した。

(イ) 被控訴人は、同日昼ころ、鳥取県民主商工会連合会兼鳥取民主商工会

の事務所を訪れ、前者の理事で後者の事務局長であった川本善孝（以下「川本」という。）に対し、本件児童手当が原資となっている本件預金債権の差押えを受けた、本件児童手当で高校の徴収金や小学校の給食費を支払う約束になっていたので本件児童手当がないと困る旨述べたことから、川本は、県税局に電話をかけて、同局長の伊藤文明（以下「伊藤局長」という。）に面会を申し入れ、被控訴人と共に県税局を訪れたところ、伊藤局長と県税局収税課徴収係長の高井栄紀（以下「高井係長」という。）とが、局長室において、被控訴人及び川本と面会した。

川本及び被控訴人は、伊藤局長や高井係長に対し、本件預金債権の原資は児童手当なので返還してほしい、本件児童手当で小学校の給食費を支払うことになっていたなどと述べたところ、伊藤局長や高井係長は、本件預金債権の原資が児童手当であっても、いったん金融機関の口座に振り込まれたものは預金と同じなので、本件差押処分に問題ないと答え、さらに、川本が、本件児童手当が原資となっていることを認識した上で本件差押処分を行ったのかと問い合わせると、伊藤局長又は高井係長は、事前に本件口座の動きを把握したうえで本件差押処分を行った旨回答し、結局、被控訴人の上記申入れに応じなかった。

（以上につき、甲32、乙3、27、31）

(2) 控訴人は被控訴人に対して民法703条に基づいて13万0073円を返還する義務を負うとともに、民法704条の悪意の受益者として利息を支払う義務を負うか（主位的）

ア 一般に、差押等禁止債権に係る金員が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預金債権は、原則として差押等禁止債権としての属性を承継するものではないと解される（最高裁平成9年(才)第1963号・平成10年2月10日第三小法廷判決）。

イ しかし、本件においては、前記認定事実によれば、県税局は、平成19

年6月ないし7月に行った被控訴人名義の預金照会の結果、普通預金口座の残高はいずれもわずかであることのほか、本件口座には、平成19年6月11日に児童手当として14万円が振り込まれていたことを認識していたことが認められる。そのような認識を有していた以上、児童手当が子供の年齢、世帯主の前年の所得、扶養親族の数等に応じて年度ごとに給付の有無が判断されるものであるとしても、県税局は、児童手当の支給及び支払に関する規定によって、児童手当の支給日であることが明らかである平成20年6月11日にも、本件口座に相応の額の児童手当が振り込まれることを当然予測し得たと認められる。

加えて、本件差押処分後の被控訴人と西谷との電話でのやり取りにおいて、本件預金債権の原資が本件児童手当であるから返してほしいとの被控訴人の申入れに対し、西谷は、本件預金債権の原資が児童手当であっても預金であれば問題ないので、返還できない旨回答しており、本件児童手当が本件預金債権の原資となっていることを知らなかつたとか、平成20年6月11日が児童手当の振込日であることを知らなかつたとは述べておらず、被控訴人及び川本と伊藤局長及び高井係長とのやりとりにおいても、上記同様の被控訴人の申入れに対し、伊藤局長や高井係長は、本件預金債権の原資が児童手当であっても、いったん金融機関の口座に振り込まれたものは預金と同じなので、本件差押処分に問題はない旨回答し、さらに、本件児童手当が原資となっていることを認識した上で本件差押処分を行ったのかと問い合わせされると、事前に本件口座の動きを把握したうえで本件差押処分を行った旨回答していることが認められる。

そうすると、処分行政庁は、本件差押処分の時点で、平成20年6月11日に本件口座に本件児童手当が振り込まれることを認識していたと認めることが合理的である。

この点に関し、控訴人は、本件差押処分の際、本件口座の残高及び過去

の取引履歴が印刷された書面（甲40〔5枚目〕）のうち、過去の取引履歴部分は折り曲げて隠された状態であったため、県税局徴収吏員が [REDACTED]

[REDACTED] 支店の行員から見せられたのは上記の残高部分のみであった旨主張し、これに沿う坪倉作成の陳述書（乙51）を提出する。しかし、仮に控訴人の上記主張のとおりであるとしても、平成20年6月11日に本件口座に相応の額の児童手当が振り込まれることを処分行政庁が認識していたこと自体は、前記認定のとおりであり、本件差押処分の際に西谷が本件口座の過去の取引履歴部分を見ていなかったとの事実は、上記認定を左右するものではない。

ウ さらに、前記認定のとおり、本件口座は、平成19年2月6日から本件差押処分の日である平成20年6月11日までの間に、本件児童手当以外の入出金があったものの、いずれもその残高は僅少であり、このことは県税局においても、本件口座に関して平成19年7月6日に [REDACTED] 支店から交付を受けた書面（乙8）から推測することができたと考えられる上、本件差押処分直前の約2か月半の間は入出金がなく、本件児童手当が振り込まれる直前の本件口座の残金が73円であり、本件児童手当の13万円が本件口座に振り込まれたことによって、その残高が13万0073円となつたとの事実も認められる。そうすると、本件においては、本件預金債権の大部分が本件児童手当の振込みにより形成されたものであり、本件児童手当が本件口座に振り込まれた平成20年6月11日前9時の直後で本件差押処分がされた同日午前9時9分の時点では、本件預金債権のうちの本件児童手当相当額はいまだ本件児童手当としての属性を失つていなかつたと認めるのが相当である。

エ 以上のとおり、処分行政庁において本件児童手当が本件口座に振り込まれる日であることを認識した上で、本件児童手当が本件口座に振り込まれた9分後に、本件児童手当によって大部分が形成されている本件預金債権

を差し押された本件差押処分は、本件児童手当相当額の部分に関しては、実質的には本件児童手当を受ける権利自体を差し押されたのと変わりがないと認められるから、児童手当法15条の趣旨に反するものとして違法であると認めざるを得ない。

そうすると、控訴人は、本件児童手当相当額である13万円については、これを保有する法律上の原因を有しないこととなるから、上記の額に限つてこれを被控訴人に返還する義務を負うというべきであるが、その余の73円については、これを返還する義務を負わないというべきである。

オ 一方、前記認定事実によれば、被控訴人は、滞納している税金を分割で支払うことを約束し、その一部を実際に支払う等一応納税の姿勢を示したほか、自身の家族構成や収入状況等を説明しようとしたため、西谷及び七里課長補佐は、被控訴人の生活が苦しいとの認識を持ち得ず、被控訴人からの任意の納付に期待をしていたが、結局、被控訴人が約束したとおりに滞納している税金を納めなかつたばかりか、処分行政庁が差し押された被控訴人の車両を被控訴人が処分してしまったことから、被控訴人からの任意納付を期待することはできないとして、被控訴人の財産に対して滞納処分を行うこともやむを得ないと判断したと認められるところ、前記引用の平成10年2月10日言渡しの最高裁判決は、差押等禁止債権に係る金員が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預金債権を差し押さえることは、原則として差押等禁止債権としての属性を承継するものではないとの原審判断を是認したものと解されていることからすれば、処分行政庁が本件預金債権を差し押さえることが違法であつて本件差押処分に基づいて取り立てた金員を保有し得る法律上の原因を欠いているとの認識を有していたとは認められないから、控訴人は民法704条の悪意の受益者に当たらないというべきである。

- (3) 控訴人は被控訴人に対し国家賠償法1条1項に基づく損害賠償として13

万0073円を支払う義務を負うか（予備的）

ア 処分行政庁は、本件児童手当が本件口座に振り込まれる日であることを認識した上で、本件児童手当によって大部分が形成されていた本件預金債権を差し押されたものであるところ、上記のとおり、最高裁判決は、差押等禁止債権に係る金員が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預金債権を差し押さえることは、原則として差押等禁止債権としての属性を承継するものではないとの原審判断を是認したものと解されており、そのため、差押等禁止債権に係る金員であっても、これがいったん金融機関の口座に振り込まれた場合には、これによって発生する預金債権を差し押さえることが違法であるとは一般的に解されていないし、上記最高裁判決からすれば、差押等禁止債権が預金債権に転化した以上、差押えも許されるとの見解にも相当の合理性があるというべきである。

そうすると、処分行政庁が上記と同様の見解に立って、本件児童手当が振り込まれた本件口座に係る本件預金債権を差し押されたことについては、処分行政庁に被控訴人に対する不法行為を構成する故意、過失があるということはできず、本件差押処分によって取り立てた納付金を被控訴人の滞納税金に配当した本件配当処分もまた、不法行為とはならないというべきであり、この点は、本件差押処分後に、県税局が、被控訴人から、本件預金債権の原資が児童手当なので返してほしいと言われていたことを考慮しても同様である。

イ また、上記判断及び被控訴人と県税局との交渉経緯（前記(1)ア、(2)オ）に照らせば、処分行政庁が被控訴人から税金を任意に納付することが期待できないとして、本件差押処分によって徴収とした判断が不当であったとは認められないから、本件各処分が処分行政庁の税徴収権限の濫用あるいは信義則違反による違法なものであるとの被控訴人の主張は、採用できない。

さらに、地方団体の長は、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがある滞納者に対して、滞納処分の執行を停止することができる（地方税法15条の7第1項2号）とされているにすぎず、滞納者が同号の場合に当たるか否かを調査・検討する義務を負っているものではない上、被控訴人との上記交渉経過からは、被控訴人が滞納処分を受けることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがある者に該当し得ると処分行政庁が認識できた事情は見出せないことも併せれば、処分行政庁が被控訴人に対して滞納処分の執行を停止するか否かを調査・検討しなかつたことが違法である旨の被控訴人の主張も、採用できない。

ウ したがって、本件各処分が被控訴人に対する不法行為を構成する旨の被控訴人の主張は、いずれも採用できない。

#### (4) まとめ

以上の次第で、被控訴人の金銭請求のうち、■支店から処分行政庁が取り立てた13万0073円に関する不当利得返還請求権に基づく請求は、13万円の支払を求める限度で理由があるが、その余は理由がなく、また、上記13万0073円に関する国家賠償法1条1項に基づく請求は、理由がない。

#### 3 被控訴人の金銭請求のうち、慰謝料等の請求について

本件各処分が不法行為を構成するものでない（前記2(3)）以上、これが不法行為を構成することを前提とする上記慰謝料等の請求は、理由がない。

### 第4 結論

以上のとおり、被控訴人の本件差押処分の取消し、本件配当処分の取消し、同処分の無効確認の訴えはいずれも却下し、被控訴人の金銭請求は、控訴人に對し、不当利得返還請求権に基づき13万円の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却すべきである。

したがって、以上と異なる原判決は一部失当であるから、原判決を上記のと

## 滞納税及び延滞金一覧表 (平成20年6月11日当時)

| 年度     | 税目    | 期別      | 納期限         | 税額(円)   | 延滞金額(円) | 債権者           |
|--------|-------|---------|-------------|---------|---------|---------------|
| 平成17年度 | 個人事業税 | 平成16年所得 | 平成17年6月30日  | —       | 13,600  | 随時分           |
| 平成17年度 | 個人事業税 | 平成16年所得 | 平成17年6月31日  | —       | 6,800   | 1期分           |
| 平成17年度 | 個人事業税 | 平成16年所得 | 平成17年11月30日 | —       | 3,200   | 2期分           |
| 平成18年度 | 個人事業税 | 平成17年所得 | 平成18年8月31日  | 34,600  | 11,700  | 1期分           |
| 平成18年度 | 個人事業税 | 平成17年所得 | 平成18年11月30日 | 54,000  | 11,500  | 2期分           |
|        |       | 小計      |             | 88,600  | 46,800  |               |
| 平成18年度 | 自動車税  | 全期      | 平成18年5月31日  | 45,000  | 12,900  | 鳥取 [REDACTED] |
| 平成18年度 | 自動車税  | 全期      | 平成18年5月31日  | 45,000  | 6,400   | 鳥取 [REDACTED] |
| 平成18年度 | 自動車税  | 全期      | 平成18年5月31日  | 34,500  | 9,700   | 鳥取 [REDACTED] |
| 平成18年度 | 自動車税  | 全期      | 平成18年5月31日  | 5,700   | 0       | 鳥取 [REDACTED] |
|        |       | 小計      |             | 130,200 | 29,000  |               |
| 計      |       |         |             | 218,800 | 75,800  |               |

おり変更することとして、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所松江支部

裁判長裁判官 塚 本 伊 平

裁判官 小 池 晴 彦

裁判官 高 橋 綾 子

これは、正本である。

平成 25 年 11 月 27 日

広島高等裁判所松江支部

裁判所書記官 児 玉 雅 樹

